

## ▼令和5・6年度業務委託競争入札参加資格審査に関する発注者別評価項目等について

令和4年7月1日  
 財政局契約管理部調達課

さいたま市では、業務委託に係る競争入札参加資格審査におきまして、**経営財務状況の数値に本市独自の発注者別評価点**を加算し、業務別に等級の区分を行っております。令和5・6年度の資格審査につきましては、以下の内容で等級の区分を実施いたします。

なお、申請の方法、必要書類等の詳細に関しましては、後日、市ホームページ等により公表いたします。

## I 等級の区分について

## ●等級区分をする業務（業務コード）

建物管理等（01）、警備（02）、清掃（03）

## ●等級区分

A級、B級及びC級

※等級の区分は、II 経営財務状況の評価点（100点）及び III 発注者別評価点（30点）の合計点（満点130点）により行います。

## II 経営財務状況の評価点 について

小計 100点

審査項目	配点
平均売上額	35点
自己資本の額	15点
流動比率	15点
自己資本比率	15点
従業員数	10点
営業期間	10点
小計	100点

## III 発注者別評価項目 及び 発注者別評価点等 について

小計 30点

## 1 障害者雇用

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合  
申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がない場合  
申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者  
（なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加対象とする。）

## 2 子育て支援

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合。
- 従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合。  
（なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加対象とする。）

### 3 女性の活躍推進

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合。
- 従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合。  
（なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加点対象とする。）

### 4 品質管理（ISO9001）

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合。  
（なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。）

### 5 環境への配慮等（ISO14001又はエコアクション21）

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、若しくは一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合。  
（なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。）

### 6 その他

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 次のいずれかに該当する者。  
○さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○さいたま市SDGs認証企業として認証されている者 ○さいたま市健康経営企業として認定されている者

### 7 入札参加停止

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

1月につき▲1点

- 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点

### 補足事項

- 上記の発注者別評価点1から5の合計が0点を下回った場合は、0点とします。
- 「協同組合等」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいいます。
- 審査基準等につきましては、法改正等により変更になる場合があります。

## ●令和3・4年度で設定した発注者別評価項目からの変更点

■項番2・3の内容を変更しました。

### 2 子育て支援

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合。
- 従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合。  
(なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加点対象とする。)

### 3 女性の活躍推進

対象業務 ▶ 建物管理等、警備、清掃

5点

- 従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合。
- 従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合。  
(なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加点対象とする。)

ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現に向けて、加点評価内容の見直しを行いました。